令和８年度岡山県福祉サービス第三者評価調査者研修事業委託に係る仕様書

１　事業の目的

岡山県福祉サービス第三者評価機関に評価調査者として所属予定の者を対象に養成研修を、また岡山県福祉サービス第三者評価機関に所属の評価調査者を対象に継続研修をそれぞれ実施する。養成研修は福祉サービス第三者評価の理念や考え方、調査に関しての評価の具体的な方法や技術の習得を、また継続研修は評価調査者に対して３年に１回の受講を義務付け、評価調査者としての継続的なスキルアップを図ることをそれぞれ目的とする。

２　事業の内容等

上記１の目的を達成するため、次のとおり業務を行う。

（１）養成研修の実施

ア　受講対象者は、岡山県福祉サービス第三者評価機関に評価調査者として所属予定の者とし、10名前後の人数を想定する。

イ　研修は集合形式により１回実施し、会場は受講者が参集しやすい場所とする。

ウ　研修の内容は別添「評価調査者養成研修モデルカリキュラム」に準拠したものとし、適切な講師を選定する。

エ　研修開催要項を作成し受講者の募集や受付等を行うとともに、研修に必要なテキスト、機材を準備する。

オ　研修当日の運営・進行を行い、終了後、受講者にアンケートを行う。

カ　その他、研修の実施・運営に必要な一切の業務を行う。

（２）継続研修の実施

ア　受講対象者は現評価調査者（養成研修修了者）とし、10名前後の人数を想定する。

イ　研修は集合形式により１回実施し、会場は受講者が参集しやすい場所とする。

ウ　研修の内容は別添「評価調査者継続研修モデルカリキュラム」に準拠したものとし、適切な講師を選定する。なお、上記⑴ウと共通的内容もあることから、必要により養成研修との合同実施も可とする。

※　その他、上記⑴エ、オ及びカと同。

３　委託契約期間

契約年月日から令和９年３月 15 日まで

４　留意事項

（１）業務実施においてやむを得ず必要経費が委託限度額を超える見込みの場合、受講者から研修資料等に係る実費相当分として受講料を徴収して差し支えない。ただし、一人あたり受講料は養成研修 20,000 円（税込）、継続研修 10,000 円（税込）を上限とし適切な額とすること。

（２）受講者の個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

（３）業務において作成した資料等の著作権は全て県に帰属すること。

（４）業務実施について疑義が生じた場合、県と協議を行うこと。

（５）事業完了後、14 日以内に事業完了報告書・事業収支計算書等の事業完了に係る資料を県に提出すること。

５　問合せ先

岡山県子ども・福祉部指導監査課法人・介護事業者班

TEL 086-226-7917

FAX 086-226-7919